第9回 すべての女性が輝く社会づくり本部 議事要旨

日 時:令和2年7月1日(水) 10:30~10:45

場 所:総理大臣官邸4階大会議室

※一部出席者はテレビ会議により出席

構成員:すべての女性が輝く社会づくり本部本部長、副本部長、本部員

(別紙参照。外務大臣欠席・尾身外務大臣政務官代理出席、厚生労働大臣欠席、農林水産 大臣欠席・河野農林水産大臣政務官代理出席、経済産業大臣欠席・牧原経済産業副大臣 代理出席、国土交通大臣欠席・和田国土交通大臣政務官代理出席、防衛大臣欠席・渡辺 防衛大臣政務官代理出席、西村経済再生担当大臣欠席。)

議事:

1.「女性活躍加速のための重点方針2020」について

橋本女性活躍担当大臣から、「女性活躍加速のための重点方針2020」の案について説明し、 関係大臣から以下の発言があった。その後、案のとおり決定した。

- ・法務省では、性犯罪・性暴力対策の強化のため、刑事法検討会における検討はもちろん、再 犯防止施策の更なる充実や被害者への法的支援の在り方についても、スピード感を持って検 討を進める。また、養育費不払い問題を解消するため、私直轄の勉強会での検討を踏まえ、 厚生労働省とのタスクフォースや省内検討会議を立ち上げたところであり、全力で取り組ん でいく。(森法務大臣)
- ・文部科学省では、女性活躍の一層の推進に向けて、学校教育段階からのキャリア形成に係る 学びの充実、スポーツ分野における女性の参加促進やキャリア支援、女性の学び直しや理工 系女性人材の育成、女性研究者の活躍の推進などの施策を着実に実行していく。また、各府 省とも連携し、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、教育・啓発活動の強化に取り組 んでいく。(萩生田文部科学大臣)
- ・安全・安心な暮らしの実現は、女性活躍推進の大前提となるものであると認識している。警察では、本年6月に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、被害に遭った方々が、被害申告や相談をしやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携して、被害者支援の充実に取り組むこととしている。今後も、関係府省や関係機関と連携し、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を推進していく。(武田国家公安委員会委員長)
- ・厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、非正規雇用で働く方や、妊娠中の女性労働者の方など、特に大きな影響を受ける女性への支援にしっかりと取り組んできたところである。また、本年6月以降、改正女性活躍推進法及び改正労働施策総合推進法等が順次施行されている。行動計画策定義務の対象事業主の拡大、情報公表の強化、プラチ

ナえるぼし認定制度の創設等により、女性活躍の取組をより一層推進するとともに、ハラスメント防止対策の強化が適切に図られるよう、円滑な施行に取り組んでいく。(加藤厚生労働大臣 ※御欠席のため発言内容を資料1-4として配布)

2. 女性活躍推進法の施行状況等について

女性活躍推進法の施行状況等について、橋本女性活躍担当大臣から報告があった。

- ・法に基づき、女性の活躍に関する情報について、各府省等が公表した項目数は、前年度に比べ増加傾向にある。各府省等の「女性の採用状況」などの実績について、全体として女性活躍の状況は推進している。一方、「『男の産休』5日以上使用率」が100%に達している行政機関はわずか3つである。各大臣におかれては、各項目の情報公表を進めるとともに、取組を一層推進していただくようお願いする。
- ・女性活躍推進法に基づく公共調達に関する取組状況について、法に基づき、国及び独立行政 法人等は、価格以外の要素を評価する調達において、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定 等取得企業を加点評価する取組を実施している。平成30年度の実績は、国・独立行政法人等 を合わせて約1兆8700億円に達している。各大臣におかれては、公共工事の分野における調 達についても加点評価の取組が進展していくよう、御検討をお願いする。
- ・「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の改正について、令和2年6月1日に施行された改正法により、根拠条文が変更になったことを受け、指針の改正を行う。

3. 総理発言

最後に、安倍内閣総理大臣から、以下の発言があった。

- ・本日、「女性活躍加速のための重点方針2020」を決定した。
- ・安倍内閣では、発足以来、女性活躍の旗を高く掲げ、保育の受け皿整備、育児休業制度の拡充、コーポレートガバナンス改革などに取り組んだ結果、この7年間で、新たに330万人を超える女性が就業し、M字カーブの解消が進んだ。この間の女性就業率の伸びは、G7諸国の中で最も高くなっており、上場企業の女性役員も3倍以上に増加した。
 - この勢いにさらに弾みをつけるため、先般、女性活躍推進法を改正し、女性の登用などに関する行動計画の策定義務の対象を拡大したところである。今後、中小企業に対する必要な支援を行うほか、男性の育児に伴う休暇・休業の取得促進などにも取り組むことで、女性活躍の輪をさらに広げていく。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症が経済社会に甚大な影響をもたらす中で、雇用調整助成金 の拡充や、ひとり親家庭への支援などの対策を講じているところである。さらには、養育費 の履行の確保に向けた法改正の検討をはじめ、困難な状況にある女性の皆さんに対しても、

しっかり支援を行っていく。

また、DVの増加、深刻化が懸念されており、電話・メール・SNSなどによる相談体制を強化 している。被害者の気持ちに寄り添いながら、民間シェルターへの支援など、対策を講じる。

・性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で集中的に強化することを盛り込んでいる。刑法などルール面でのさらなる対応の検討に加え、被害者支援のためのセンター増設や、夜間休日コールセンターの設置、若者が相談しやすいSNS相談などの取組を進めていく。

また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していく。橋本大臣を中心に、関係閣僚は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、各種施策の実現に全力を尽くしていただきたい。

・すべての女性が輝く社会の実現に向けて、今回策定した重点方針に基づき、各閣僚は一丸と なって取り組んでいただきたい。

(以上)

すべての女性が輝く社会づくり本部 名簿

本部長 安倍 晋三 内閣総理大臣

副本部長 菅 義偉 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当

橋本 聖子 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 担当、女性活躍担当、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

本部員 麻生 太郎 財務大臣、内閣府特命担当大臣(金融、デフレ脱却担当)

高市 早苗 総務大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)

森 まさこ 法務大臣

茂木 敏充 外務大臣

萩生田光一 文部科学大臣、教育再生担当

加藤 勝信 厚生労働大臣、働き方改革担当

江藤 拓 農林水産大臣

梶山 弘志 経済産業大臣、産業競争力担当、国際博覧会担当、ロシア 経済分野協力担当、原子力経済被害担当、内閣府特命担当 大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

赤羽 一嘉 国土交通大臣、水循環政策担当

小泉進次郎 環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)

河野 太郎 防衛大臣

田中 和徳 復興大臣、福島原発事故再生総括担当

武田 良太 国家公安委員会委員長、行政改革担当、国家公務員制度 担当、国土強靱化担当、内閣府特命担当大臣(防災)

衛藤 晟一 一億総活躍担当、領土問題担当、内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、 海洋政策)

竹本 直一 情報通信技術 (IT) 政策担当、内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策)

西村 康稔 経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担 当大臣(経済財政政策)

北村 誠吾 内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革)、まち・ひと・しごと創生担当